

平成 30 年度練馬区立かたくり福祉作業所給食調理業務委託業者選定基準

1. 基本的事項

練馬区立かたくり福祉作業所給食業務を委託する業者は、給食業務の実績があり、調理技術、安全衛生管理等の教育を積極的に行っている意欲的な企業で、かつ、給食業務の意義や特色を理解し社員教育を徹底している企業でなくてはならない。また、上記の教育を徹底された栄養士および調理員を安定的に雇用しており、かつ、その企業の経営状態が安定してなければならない。

2. 選定基準

- ①都内または近県に本社または事業所を持っていること
- ②信用状況
 - ・練馬区の登録業者であること
 - ・給食の受託実績（福祉施設）があること
- ③安全衛生
 - ・安全衛生管理を目的とした、研修・衛生管理指導等実施できる体制が確保されていること
 - ・過去 3 年間に安全衛生管理上重大な事故(火事・食中毒等)を起こしてしていないこと
- ④業務能力
 - ・栄養士および給食調理経験のある調理員を適切に配置できること。
 - ・会社の経営が安定しており、委託契約書・委託仕様書の業務を確実に遂行できること
 - ・職員等の休暇等に即応して代替職員を確保できること。
- ⑤福祉作業所に対する意欲、理解
 - ・福祉作業所の給食の意義や特色を充分理解していること。
 - ・施設の経営方針等を理解し、積極的に協力すること